平成２８年（フ）第１２６２号
札幌市中央区北７条西26丁目２番３―102号
債務者　中村　伸一
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５０号
埼玉県狭山市大字北入曽361番地の３　シャルム102
債務者　迫田　　瞬（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３５７号
埼玉県川越市仙波町３丁目32番地３（モア・ステージ川越グランデュール310号室）
債務者　栗山　知明
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３６７号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目33番７―301号
債務者　入澤　真人（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２７号
岐阜県中津川市苗木3720番地の１　コーポガーデン303号室
債務者　鷲見　優樹
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第４４号
岐阜県多治見市新富町１丁目13番地
債務者　各務　　一（旧姓樋上）
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１２２号
静岡県富士宮市万野原新田2968番地の９
債務者　近藤　香織
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１６０号
愛知県一宮市祐久字北野黒146番地
債務者　渡邉　　広
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４６３号
大阪府河内長野市長野町６番10―706号
債務者　杉本幹三郎
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５３８号
堺市西区鳳西町２丁26番地１　マンション北口303号
債務者　佐々木香代
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５５１号
大阪府羽曳野市学園前６丁目１番１号、前住所大阪府門真市常称寺町16番１―115号
債務者　岡　　隆
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５６２号
堺市西区神野町１丁13番６号、前住所堺市西区鳳東町６丁656番地１　1103号
債務者　十川　晃一
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５８０号
大阪府藤井寺市道明寺５丁目３番40号
債務者　麻野　早紀
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７９号
盛岡市みたけ４丁目33番17号　第二ユートピアマンションＭＡＴＳＵＤＡ208号、旧住所盛岡市三本柳23地割75番地64　ヴィオラⅡＥ201号
債務者　宮崎　達之
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５３号
岡山県津山市河辺1905番地１　河辺アパート102、前住所岡山県津山市高野本郷2196番地
債務者　神田みどり
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１４０号
香川県高松市木太町5025番地２
債務者　笠原　丈信
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２９号
大分県日田市大字羽田1114番地
債務者　立花　浩江（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
大分地方裁判所日田支部